

鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小製造業者による高効率な省エネルギー設備への更新及び再生可能エネルギー発電による自家消費を促し、エネルギーコストやCO₂の削減を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小製造業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（大分類）による製造業に属する事業を主たる業種として営むものをいう。
- (2) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。
- (3) 再エネ設備 再生可能エネルギーを利用した発電を行う設備及び再生可能エネルギーにより発電された電力の蓄電設備をいう。
- (4) 省エネ設備 中小製造業者が事業で使用している既存の設備と比して省エネルギーかつ高効率である事業用設備をいう。
- (5) 省エネルギー最適化診断 エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門機関又は自社の省エネ環境診断士等の有資格者によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断サービスをいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす中小製造業者とする。

- (1) 本市に事業所を有すること。
- (2) 本市で1年以上事業を行っており事業継続の意思があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

- (1) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっている者
- (2) 事業の実施により関係法令に抵触する者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

3 本補助金の交付は、同一の会計年度において、同一の中小製造業者につき一度に限る。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1第1欄に掲げる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一事業で鳥取県再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業補助金交付要綱（令和4年3月29日付け第 202200003292 号鳥取県生活環境部長通知）に基づく補助金（以下「県補助金」という。）以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 本補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の導入等を行う部分に居住用途（共用部など区分が明確でない場合を含む。）に使用する部分を含めないこと。
- (3) 補助対象設備が未使用品であること。
- (4) 補助対象設備の導入等の方法が割賦契約、リース契約及び PPA（第三者所有モデル）によるものでないこと。
- (5) 補助対象設備を事業実態のある事業所に設置すること。
- (6) 支払いは銀行等で振り込みをしたものであること。
- (7) 投資回収期間が10年以下と見込まれること。
- (8) 別表第3第2欄第2号に掲げる設備を導入する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 交付申請の日前1年以内に報告を受けた省エネルギー最適化診断における1以上の改善提案（以下「改善提案」という。）をその内容とするものであること。

イ 改善提案の内容を変更せず、そのまま実施するものであること。

ウ 改善提案ごとに、その効果試算においてエネルギー使用量及び CO2 排出量の削減が見込まれるものであること。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

- 2 補助対象経費は、交付決定の日以後に契約又は発注（以下「着手」という。）したものに限る。ただし、交付申請書を受け付けた日から交付決定の前日までの間に着手された事業に要する経費については、規則第4条の申請の際において事前着手届（様式第1号）を市長に届け出た場合は、補助対象経費とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第2第1号に掲げる経費のうち、別表第3第2欄第2号に掲げる設備の導入に係る省エネルギー最適化診断に要した費用については、交付決定の日までに支出した費用を含む。

(補助対象設備)

第7条 補助対象設備は、市内の事業所に設置し、市内を使用の本拠とする別表第3に掲げる設備とする。

- 2 別表第3第2欄第1号に掲げる設備は、再生可能エネルギーによる発電又は蓄電した電力を全量自家消費に使用するものであり、その導入費用の合計額が200万円以上となるものに限る。
- 3 別表第3第2欄第2号に掲げる設備は、省エネルギー最適化診断で改善提案の対象となった設備又は機器の更新に限る。

(補助金の算定等)

第8条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内に算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第9条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (4) 導入設備等の型式、規格、仕様等がわかる資料
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し(設備処分費を除く。)
- (6) (法人の場合)履歴事項全部証明書の写し(申請書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (7) (個人の場合)直近の確定申告書の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 別表第1第2欄第1号に掲げる事業の場合は前項の書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 再エネ設備の導入等を行う箇所の配置図等
- (2) 再エネ設備の導入等を行う箇所の現況写真
- (3) (再生可能エネルギーによる発電設備を設置する場合)年間発電見込み量が分かるもの
- (4) (再エネ設備の導入等を行う物件が申請者以外の者による所有、又は申請者以外の者と共有するものである場合)その所有者又は共有者全員の承諾書

3 別表第1第2欄第2号に掲げる事業の場合は第1項の書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 省エネルギー最適化診断の写し
- (2) 設備の配置図
- (3) 省エネ設備への更新を行う設備の現況写真

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 補助事業に係るエネルギー削減量の変更

(着手届を要しない場合)

第11条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から 30 日を経過する日又は令和 7 年 12 月 26 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第 12 条の報告書に添付すべき同条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第 5 号）
- (2) 収支決算書（様式第 6 号）
- (3) 補助対象経費に係る経理書類等の写し
- (4) 設備の設置状況及び設備の型式、製造番号等がわかる銘板やラベル写真
- (5) (省エネ設備への更新の場合) 既存設備を廃棄等したことを証する書類
- (6) 補助対象経費に係る契約書等の写し
- (7) (建物建築等に際して許認可を受けた場合) 検査済証等の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(事業状況報告)

第 13 条 本補助金の交付を受けた者は、前条第 1 項による報告の日から 1 年を経過した日から 30 日以内に鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入事業に係る事業状況報告書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 本補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸し付けしてはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸し付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。ただし附則の改正規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業区分	3 補助率	4 限度額
エネルギーコストや CO2 排出量の削減に 資する事業	(1) 再エネ設備等の新增 設	1 / 3	500 万円
	(2) 高効率な省エネ設備 への更新		

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象経費

1 費目	2 摘要
(1) 調査費	補助対象事業の実施に必要な調査に係る費用
(2) 設備費	補助対象設備の購入に係る費用
(3) 設置工事費	補助対象設備の設置に係る工事費用
(4) 設備処分費	省エネ設備への更新に係る既存設備の処分費用

備考 この表に掲げる経費であっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 過剰とみなされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る費用
- (2) 事業所の移転、新設及び拡張に要する費用
- (3) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (4) 通信費、水道光熱費、消耗品費、保守料及び旅費
- (5) 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (6) 補助対象事業と直接関係のない工事に要する費用
- (7) 申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する費用
- (8) その他市長が別に定める費用

別表第3（第7条、第9条関係）

補助対象設備

1 事業区分	2 補助対象設備
（1）再エネ設備等の新增設	太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して発電する設備、蓄電池（再生可能エネルギーにより発電した余剰電力を蓄えるものに限る。）、充電設備
（2）高効率な省エネ設備への更新	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、コージェネレーションシステム、節水型トイレなど